嘉穂鑛業所に在りては全評九州鑛山坑夫組合は組織の擴大を

十一、發生原因

十、同解決年月日　同　八月十五日

九、爭議發生年月日　昭和十一年八月十六日

八、關係勞働團體　全評九州鑛山坑夫組合

七、爭議參加員數　四名

六、從業員數　九二七名

五、代表者　取締役會長　松本健次郎

四、資本金　參百萬圓

三、事業の種類　石炭鑛業

二、所在地　福岡縣嘉穂郡上穗波村

一、名稱　嘉穂鑛業株式會社嘉穂鑛業所

嘉穂鑛業株式會社嘉穂鑛業所勞働爭議

圖る可く組合員を採炭夫に入職せしめ居る事を察知し八月二日組合分子一名を解雇したる處組合の指導にて採炭夫三名が三、四日に亘りビラを撒布したるを以て之も即日解雇した組合に於ては解雇される理由なしとして炭坑側糺彈に出ず可く種々事情調査し居りたる處更に組合と連絡ある公傷患者一名を解雇したる爲玆に爭議の發生を見るに至つたのである。

十二、要求事項

不當馘首の取消並待遇改善

十三、經過

1、爭議團側

三回に亘る解雇に憤慨し八月六日組合本部に集合協議の結果組合書記長河上幾次外二名が代表として會社の大株主たる同郡二瀬町所在の株式會社中野商店を訪問し支配